

「要」
要求書

我々は争議解決に對する覚書による各項と其の附随的問題は即時解決せらるべきを信ずる當局に對して数度交渉したるも未だ何等の誠意ある回答に接せざるは甚だ遺憾とする所である。斯くは調停委員会及其の後に於ける調停の意思にも及するを以て左の各項に對し明確なる回答を望むべしことを茲に要求す。

- 一、退職手当 震災手当 整理手当の支給される迄全員に旧給料を支給せよ
 - 二、未復職者全員の即時復職せよ
 - 三、復職扱を事實上実行せよ
 - イ、職首者全員の即時退職手当 震災手当 整理手当を全額支給せよ
 - ロ、職首者全員の賞与を支給せよ
 - ハ、復職者に都合を以て会議員の選挙権を附与せよ
 - 四、派生的問題を即時解決せよ
 - イ、検針手 十五名の出勤停止を即時一取消せ
 - ロ、争議に關連したる一切の問題は不問にせよ
 - 五、出勤扱を事實上実行せよ
 - イ、罷業直後の公休を有給にせよ
 - ロ、當席當休者 進級等は付しは精勤扱にせよ
 - 六、罷業中の全一封の内容を明示せよ
 - 七、整理手当と特病手当を併給せよ
 - 八、助手、補助手の所謂更改給の初任給を一月二十五支給せよ
- 右要求書提出候也

昭和九年 十月廿七日

東京交通労働組合 印

電氣局長
山下 又三郎 啟